

Ⅲ. 企業支援に関する各政府による行政サービスとこれらの行政

サービスに対する企業側の評価

1. 企業誘致施策・海外進出支援策

(1) 企業誘致施策

① 企業誘致施策の概要

企業誘致策については、連邦政府によって実施されることはあまりなく、基本的には州政府や地方政府により実施されている。また多くの場合では、各州はそれぞれ競争関係にある。なお州政府や地方政府が企業誘致に取り組む目的は、主に地域における雇用の確保及び創出である。

州政府における企業誘致は、基本的には各州政府の商務省の企業誘致部門が担当しているが、州によっては外国企業の誘致を専門に担当する部署を設けている場合もある。また、外国企業の誘致のために海外に事務所を設置し、誘致対象企業の探索や現地での誘致活動を実施している。日本にも州政府の企業誘致のための事務所が設置されている。

なお、電力会社やガス会社が、地域の産業発展への貢献、顧客開拓の観点から企業誘致を行う場合もある。州政府と連携し海外に赴き誘致対象企業の探索を行ったり、電力料金の割引等のインセンティブを与えたりしている。

具体的な企業誘致施策としては、用地提供・整備、道路等のインフラ整備、税制優遇、雇用支援・職業訓練等といったインセンティブを付与したり、各種の情報提供やコンサルティングサービスを提供したりしている。企業側が重視する点は、業種等によって様々であるが、税制優遇の重要度はそれほど高くなく、人材の質が重要となる場合が多いとのことである。

税を投じて様々な施策を講じるため、誘致策の是非が政治的な争点になる。地方政府自ら、もしくは地域の大学等により、企業誘致施策が投資として費用対効果が高ったのか検証されることもある。検証の際の観点は、誘致した企業が雇用や所得を生み出しており、それが費やした予算に対して適切であるか等である。

② 州政府による企業誘致施策の例

1) カリフォルニア州における企業誘致施策

カリフォルニア州政府は、同州における事業に関心を持つ企業に対するインセンティブとして、複数のプログラム、優遇施策等を提供している。主なインセンティブとしては、以下のようなものを提供している⁶¹。

■California Alternative Energy & Advanced Transportation Authority(CAETFA)による無公害車製造（Zero Emission Vehicle : ZEV）に対する販売・使用税の免除

同プログラムでは、カリフォルニアの産業に対して、代替エネルギー及び先進交通技術への様々な金融支援を提供することを目的としている。同プログラムは、すべての再生可能エネルギーに対象を拡大している。

■労働力開発

労働力開発省は、労働力開発区域と連携し、適切な労働者の募集、選考、テスト、評価、雇用を支援する。

■研究開発の税控除

これは、カリフォルニア州における基礎研究開発を促進することを目的とした税控除であり、条件を満たす研究支出について、法人税に対して 15%の控除、基礎研究のための外部支払いに対して 24%の控除を認めている。

■工業開発債

議会は、州内の製造に関連する用地、施設、装備のための投資の促進のための融資手法として、免税の工業開発債（Industrial Development Bond:IDB）を打ち出した。

■Enterprise Zone

同プログラムは、Department of Housing and Community Development によって所管されており、州が指定した経済的に停滞したエリアにおいて、企業投資を刺激し、人々に雇用の機会を創出することを目的としたものである。4 種類の経済開発の地理的なターゲットエリア（Geographically-Targeted Economic Development Area : G-TEDAs）が設定されており、各エリアでは関連する税制優遇とともに、各地方政府からの各種の支援措置が提供されている⁶²。

⁶¹ カリフォルニア州ウェブページ (<http://business.ca.gov/WhyCA/BusinessIncentives.aspx>)

⁶² エンタープライズ・ゾーンに適用される優遇税制については、本報告書「I.企業の公的負担 1.企業課税の概要 (2)州税 ①カリフォルニア州 c.新たな企業税税制 2) EZ との比較」を参照。

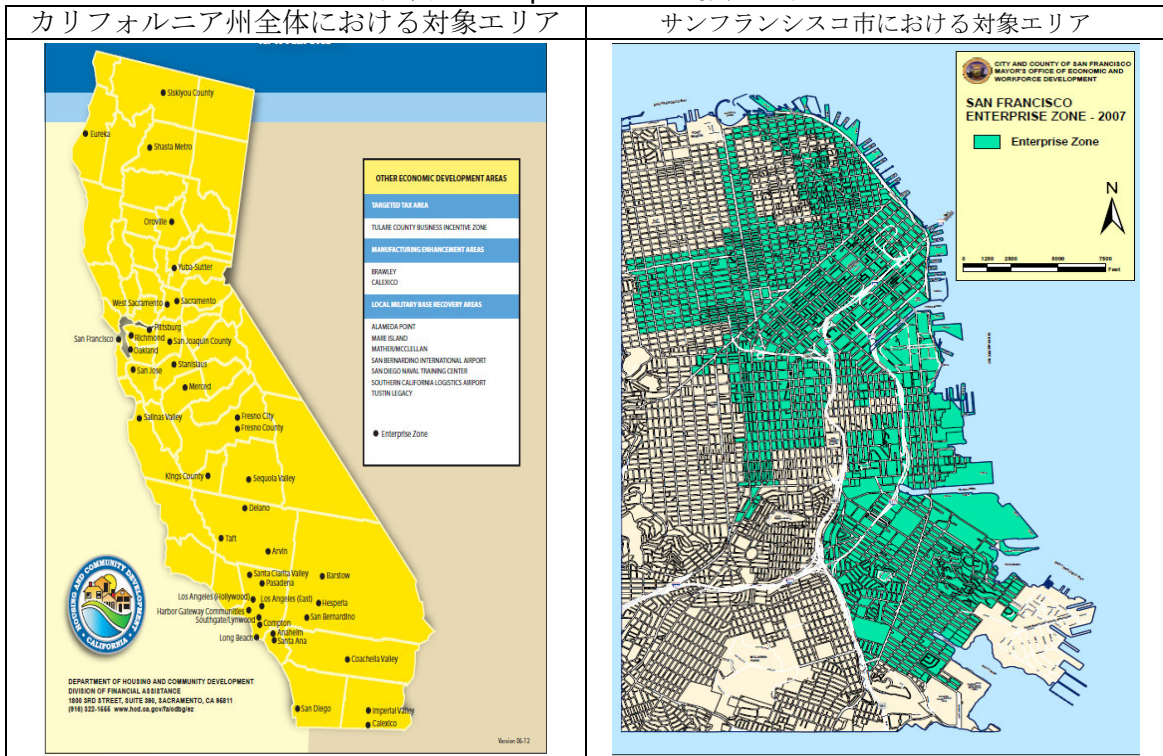
図表 4 種類のターゲットエリア

ターゲットエリア	概要
Enterprise Zone(EZs)	経済的に停滞するエリアを対象として、事業投資や雇用創出の活性化に向け、インセンティブを提供するものである。各エンタープライズ・ゾーンは、当該地域において各機関や企業グループと連携して運営されており、経済発展を促進している。
Local Agency Military Base Recovery Areas(LAMBRAs)	エンタープライズ・ゾーンと同様の制度であるが、軍事施設に支援対象を限定している。
Manufacturing Enhancement Areas(MEAs)	Brawley と Calexico の境界地区において、雇用創出の刺激を目的とするプログラムである。具体的に享受できる便益は、スリム化された地方政府の規制管理、地方政府の許諾料の削減、要件を満たした雇用に対する税額控除があげられる。
Targeted Tax Area(TTAs)	エンタープライズ・ゾーンと同様の制度であるが、特定の業種（食品加工業、その他製造業、輸送・倉庫業、航空輸送業、輸送サービス・通信・卸売業）に関連する事業を実施している企業に支援対象を限定している。

資料：California Department of Housing and Community Development ウェブページ
 (<http://www.hcd.ca.gov/fa/ez/>)

エンタープライズ・ゾーンの具体的な指定区域については、下図のように設定されている。例として、サンフランシスコの地図を掲載しているが、その他の地区においても、このような形で対象地区が設定されており、Department of Housing and Community Development のホームページ（下記の図表の下の URL）にて対象地区の地図が公表されている。

図表 Enterprise Zone の指定区域



資料：California Department of Housing and Community Development ウェブページ
 (<http://www.hcd.ca.gov/fa/ez/>)

2) ミシガン州における企業誘致施策

新たな企業を誘致し、既存の企業を引き留めるため、ミシガン州においては様々なインセンティブを企業に対して提供している。またミシガン州においては、ミシガン経済開発公社 (Michigan Economic Development Corporation) を通じた企業支援策も提供している。

■ミシガン産業開発プログラム

ミシガン州における一定要件を満たす雇用や投資を創出することを目的としたプログラムであり、上記を実施する企業に対してインセンティブが付与される。

■能力強化プログラム

適切な雇用者を探している企業に対して提供されるサービスの一式である。ミシガン経済開発公社の専門チームが、採用の支援、人事に関するコンサルティング、訓練プログラム等を企業と密に連携しながら提供する。

■企業強化プログラム

サービス提供の戦略的パートナーと連携して、事業・マーケティング計画を開発している企業やミシガン州のサプライヤーを探している企業に対して支援サービスを提供する。

■金融支援

ミシガン経済開発公社を通じて、企業に対して利用可能な金融プログラムを提案するミシガン経済開発公社は、エンジェル投資やベンチャーキャピタルファンドから、中小企業庁の金融プログラム、信用強化や担保支援まで幅広く対応可能である。

■Renaissance Zone

ルネッサンス・ゾーンは、当初の 15 年間は、同エリア内のあらゆる企業や居住者に、事実上の免税を提供するものであった。その後、ルネッサンス・ゾーン法が拡張され、大きな地形単位の指定から、プロジェクトにフォーカスし、区画単位の指定に変更された。以下のルネッサンス・ゾーンのタイプがある。ルネッサンス・ゾーンの割り当て段階は終了しており、新たな設立は不可能となっている。

図表 ルネッサンス・ゾーンのタイプ

ルネッサンス・ゾーン	概要
Agricultural Processing Renaissance Zones(APRZ)	食品・農業産業が活発であり、商品の多様性が全米 2 位であるミシガン州において、同プログラムは、同州における農業処理業を促進し、産業全体を強化することを目的とし、税額控除等の支援を提供するものである。
Border Crossing Renaissance Zones(BCRZ)	同プログラムは、特定の国境付近の地方行政区域に設置していたり、国際的な国境を越えた開発によって負の影響を受けたいたりする企業を支援することを目的とし、税額控除等の支援を提供するものである。
Forest Products Processing Renaissance Zones(FPPRZ)	同プログラムは、同州における木材製品業を促進し、林産業を強化することを目的とし、税額控除等の支援を提供するものである。

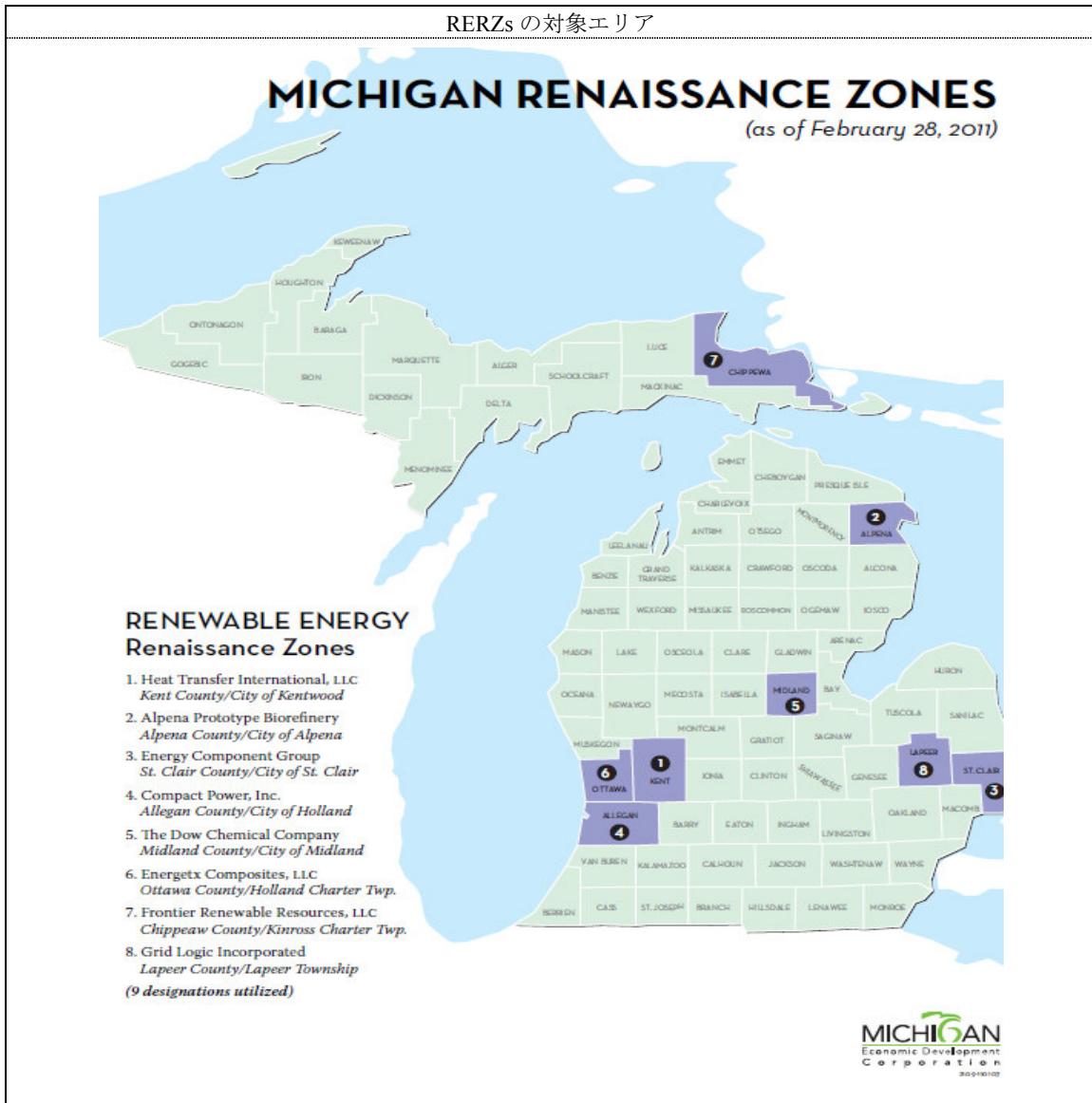
Michigan Strategic Fund Designated Renaissance Zones(MSF RZs)	いくつかの重要なプログラムの支援のために設定されているエリアである。例えば、MSF Redevelopment Renaissance Zones として知られている、かつての製造業地区の再開発のエリアが設定されている他、医薬品のための MSF Pharmaceutical Renaissance Zone や代替エネルギーのための MSF Alternative Energy Renaissance Zone、複数のプロジェクトのための MSF Zones 等もある。
Renewable Energy Renaissance Zones(RERZs)	同プログラムは、再生可能エネルギー事業の促進を目的とし、税額控除等の支援を提供するものである。
Tool & Die Recovery Zones	実際には、地理的に設定されたエリアではないが、工具・金型業の企業の連携を促進し、雇用の維持、国際市場での競争力の強化を目的とするプログラムであり、連携を行う企業に対し、税額控除等の支援を提供している。

資料：Michigan Economic Development Corporation ウェブページ
<http://www.michiganbusiness.org/renaissance-zones/#msfrz>)

例えば、Michigan Strategic Fund Designated Renaissance Zones(MSF RZs)と Renewable Energy Renaissance Zones(RERZs)については、以下のように指定地区が設定されている。その他のルネッサンス・ゾーンの指定地区については、ミシガン経済開発公社のホームページにて公表されている（下記の図表の下の URL）。

図表 ルネッサンス・ゾーンの指定区域





資料：Michigan Economic Development Corporation ウェブページ
(<http://www.michiganbusiness.org/renaissance-zones/#msfrz>)

(2) 海外進出支援策

①海外進出支援策の概要

米国における海外進出支援策については、輸出促進支援が主であり、海外進出支援はあまり積極的に取り組まれていない。これは企業が海外進出することは、米国の雇用や税収の削減が懸念されているためである。例えば、Bring Jobs Home Act では、国内に事業を回帰することにインセンティブを与え、海外に移転することにペナルティを課している。

また、輸出促進支援についても、EU からの指摘を受け、WTO⁶³が、米国の輸出優遇措置が GATT⁶⁴で禁止されている輸出補助金に当たるとの判断を下した⁶⁵ことで、輸出優遇税等は撤廃の方向に進んでおり、情報提供やコンサルティング支援等が主となっている。資金面の支援が提供される場合も、民間の金融機関を介して、資金調達の円滑化の支援という形で行われている。

図表 米国の輸出優遇措置に係る検討の経緯

米国の動き	欧州・WTO 等の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・米国は、1971 年に内国輸出法人（Domestic International Sales Corporations : DISC）を成立させた。DISC 制度は、米国内に拠点を置き、輸出を行う米国法人が、法人所得税を免除され、株主に配当されないとみなされる所得の一部について課税の繰り延べを認めるというものである。 ・同勧告を受けて、米国は代替として外国貿易法人（Foreign Sales Corporation : FSC）を 1984 年立法化した。米国外に拠点を置き、一定以上の割合で米国製品の輸出関連活動を行う FSC に対して、DISC と同様に税制優遇を与えるというものである。 ・同勧告を受けて、米国は 2000 年に、FSC の廃止法案、改正法案である領土外所得控除法（Extraterritorial Income : ETI）を成立させた。米国企業の対外貿易総受取に帰属する所得は、「領土外所得」として控除することを認めるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパ共同体（European Community : EC）は、DISC 制度が GATT で禁止されている輸出補助金に相当するとし訴えをおこした。1981 年、WTO は EC の訴えを認め、米国に対して勧告を出した。 ・EU は、FSC 制度も輸出補助金に相当するとし、WTO に訴えをおこした。WTO の小委員会、上級委員会を EU の主張を認め、米国に対して勧告を出した。 ・EU は、ETI 制度も輸出補助金に相当するとし、WTO に訴えをおこした。EU の指摘事項は以下の 3 点である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ETI の制度が適用されるには、国外での販売が義務付けられているため、輸出補助金にあたる ・ETI の制度が適用される商品やサービスは、価額で米国コンテンツを 50%以上使用する義

⁶³ 世界貿易機関（World Trade Organization:WTO）

⁶⁴ ガット（General Agreement on Trade on Tariff）

⁶⁵米国の輸出優遇措置について、具体的に問題とされたのは、外国貿易法人（Foreign Sales Corporation : FSC）とその改定版である領土外所得控除制度（Extraterritorial Income Exclusion : ETI）である。これらは、米国の法人の国外における輸出所得に対する米国政府による課税を控除もしくは繰り延べるものである。

<ul style="list-style-type: none"> ・ EU の指摘に対して、米国は ETI が WTO 協定に整合するものであると反論した。 ・ ETI の制度は、商品やサービスが米国内で生産されることを要件としないため、輸出補助金に該当しない ・ 合衆国歳入法典を改正し、一定条件のもとで生産された商品やサービスを域外で販売することによる所得に対する課税を歳入法典から除外したため、輸出補助金に該当しない <p>・ こうした判断に対し、DISC、FSC、ETI は一貫して以下のような考え方によるものであるという立場をとりつつも、WTO の決定を受けて輸出優遇税の縮小・撤廃を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DISC、FSC、ETI は輸出補助金ではなく、二重課税を防止するための制度である。 ・ 全世界所得課税主義を採用する国の企業は、領土内所得課税主義を採用する国の企業に対して、輸出競争上不利になる。輸出優遇税制はその不利を相殺するために必要な制度である。 ・ 輸出優遇税制のみが問題視され、輸出に有利となる領土内所得課税主義が問題視されないことは、不平等である。 	<p>務があり、国内産品優先補助金にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ETI の制度では、経過措置として FSC を継続できることになっており、FSC を廃止するという WTO の決定にそむくものである <p>・ 2001 年 8 月、WTO の小委員会（パネル）は、EU の主張を認め、ETI は輸出補助金に該当し、米国コンテンツに関する要件は内国民待遇違反であるとした。同年 10 月、米国は ETI の適用対象となる領土外所得が輸出による所得に限定されないことから、輸出補助金に当たらないと反論し、WTO の上級委員会に上訴した。しかし、2002 年 1 月、上級委員会はパネルの判断を支持し、WTO 協定に違反すると最終判断を下した。また EU は、この最終判断に基づき米国が適切な対策を講じなかった場合には、米国からの輸出に対して関税を引き上げる対米報復関税を発動すると警告した。実際、米国が期限までに対策を講じることができず、2004 年 3 月 1 日に報復関税が発動された。</p>
--	---

出典) 「米国経済のグローバリゼーションと国際課税制度の展開-輸出優遇税制と米国雇用創出法-」 (2005)

②連邦政府による海外進出支援

1) 連邦政府による企業誘致施策の概要

連邦政府における海外進出支援策については、輸出促進支援が主であり、連邦政府による輸出促進支援の根拠となっている法律は、主に輸出強化法 (Export Enhancement Act) と中小企業法 (Small Business Act) である。

a. 輸出強化法 (Export Enhancement Act of 1992)

従来、連邦政府では各省庁がそれぞれに輸出支援策を実施してきたが、米国検査院 (Governmental Accountability Office : GAO) が、輸出支援策が個別に実施されている状況を指摘したことを背景として、輸出強化法が 1992 年に成立し、省庁が一貫した輸出支援戦略のもとに支援策を提供することが求められるようになった。同法の要請で、省庁間の連携強化を図ることを目的として、商務省 (Department of Commerce) に、貿易調整委員会 (Trade Promotion Coordinating Committee : TPCC) が設置された。

図表 貿易調整委員会の主要機関

Department of Commerce (DOC)
Export-Import Bank
Overseas Private Investment Corporation (OPIC)
U.S. Trade and Development Agency (USTDA)
Small Business Administration (SBA)
Department of State
Department of Agriculture (USDA)

出典) export.gov ウェブページ (http://export.gov/faq/eg_main_017489.asp)

貿易調整委員会では、商務省、貿易開発庁、中小企業庁等の関連機関に対して、「国家輸出戦略 (National Export Strategy)」の策定を義務付けている。2010 年の国家輸出戦略では、2014 年までに輸出を倍増し、200 万人の雇用を創出する方針が打ち出された。

また同委員会の要請により、中小企業の輸出支援をワンストップで提供する「米国輸出支援センター (U.S. Export Assistance Center)」が米国各地に設置され、中小企業庁、商務省、米国輸出入銀行、その他の関係機関により運営されている。

b. 中小企業法 (Small Business Act)

中小企業法では、中小企業に対する支援を規定しており、中小企業法第 2 条 b 項 1 節では、中小企業庁が、中小企業の国際貿易競争力強化に向けた支援を商務省 (Department of Commerce:DOC)、国務省 (Department of State:DOS)、米国通商代表部 (U.S. Trade Representative)、国際開発援助庁 (Agency for International Development:USAID)、貿易開発庁 (Trade and Development Agency:TDA) 等の政府機関と連携しながら実施することを求めている。

なお、主な米国連邦政府における支援策の関連省庁及び機関を整理すると、以下の通りとなる。

図表 主な関連省庁及び機関

米国農務省 U.S. Department of Agriculture (USDA)	農務省では、米国の農業製品の輸出市場の開発に向けて 5 つのプログラムを提供している。これらのプログラムは農業法により規定されている。
米国商務省 U.S. Department of Commerce	商務省では、国際貿易庁（International Trade Administration:ITA）を通じて支援策を提供している。
米国輸出入銀行 Export-Import Bank of the United States (Ex-Im Bank)	米国輸出入銀行は、米国政府の公的な輸出信用機関であり、特に新興市場への輸出の促進の際の融資・保証プログラムを提供する。
海外民間投資公社 Overseas Private Investment Corporation (OPIC)	海外民間投資公社は、新興市場における米国企業に対して、投資保証、プロジェクトファイナンス、その他のサービスを提供している。
米国中小企業庁 Small Business Administration (SBA)	中小企業庁では、中小企業の輸出に対して、融資・促進サービスを提供している。
米国国務省 U.S. Department of State	国務省では、在外公館や貿易や経済に関する情報、貿易機会の特定、貿易協定に関する交渉やモニタリング等を通じて支援を提供している。
米国貿易開発庁 U.S. Trade and Development Agency(TDA)	米国開発庁は、途上国における経済発展と米国企業の商業的利益の両方の促進をミッションとしている。
米国通商代表部 Office of the U.S. Trade Representative (USTR)	米国通商代表部は大統領府（Executive Office of the President）の組織であり、貿易政策の発展、調整、実行を行う。
米国財務省 U.S. Department of the Treasury	財務省の OFAC（Office of Foreign Assets Control）では、米国の海外政策や国内保安目標に基づく、経済や貿易の政策を行う。

出典) Congressional Research Service(2013)” U.S. Government Agencies Involved in Export Promotion: Overview and Issues for Congress”
(<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R41495.pdf>)

2) 連邦政府による個別の海外進出支援

<情報提供・コンサルティング>

a.米国商業サービス (U.S. Commercial Service : USCS)

米国商業サービス (U.S. Commercial Service : USCS) は、米国商務省の国際貿易庁 (Department of Commerce, International Trade Administration) 内の機関であり、米国内 100 地域以上、海外 80 カ国以上のネットワークを活用し、以下のような支援を提供している。

図表 米国商業サービスの支援

Trade Counseling : 貿易相談	<ul style="list-style-type: none"> •効果的な市場参入及び販売戦略の策定 •輸出書類の必要事項及び海外市場の輸入規制の理解 •米国政府の輸出規制、コンプライアンス、貿易金融施策の明確化
Market Intelligence : 市場情報	<ul style="list-style-type: none"> •市場の可能性と海外競合他社の分析 •最適な見通し、資金調達、法律、文化的な問題に関する有用な情報の取得 •潜在的なバイヤー及び代理店に関する基礎調査の実施
Business Matchmaking : ビジネス・マッチング	<ul style="list-style-type: none"> •潜在的パートナーとのコンタクト •世界的な貿易イベントを利用した対象バイヤーへの製品やサービスの紹介 •ターゲット市場における国際的な産業と政府の意思決定者との調整
Commercial Diplomacy : 弁護・商業的外交	<ul style="list-style-type: none"> •海外市場参入の成功のための貿易障害の解決 •米国企業の利益を保護するため外国政府への米国政府の関与による便益 •外国の政府調達に関する入札における米国政府の支援の確保

出典) 米国商業サービスウェブページ (<http://www.trade.gov/cs/services.asp>)

b. 米国輸出支援センター (U.S. Export Assistance Center)

米国輸出支援センターは、1993年に貿易促進調整委員会の要請により、中小企業の輸出支援をワンストップで提供することを目的として設置された。同センターの運営は、中小企業庁、商務省、米国輸出入銀行が連携して行っており、全米16か所に設置されている。米国の中小企業を対象として、見本市やセミナー、ワークショップ等を開催している。特に、輸出先としての将来市場の調査、ディストリビューター・再販業者の紹介、提携先の特定、金融支援情報の提供等を無料で行っている。

c. 商務局 (Office of Commercial and Business Affairs)

商務局 (Office of Commercial and Business Affairs : CBA) は、国務省の組織であり、海外でビジネスを展開する米国企業の貿易や投資の調整に関して重要な役割を果たしている。同室のミッションは、米国政府の資源を海外進出に関心のある企業の支援・促進に活用すること、企業の関心を米国政府の外交・経済政策と調和させることである。

米国の在外公館を通じて、CBAでは、米国企業が拡大する国際市場で成功するよう支援を提供している。各在外公館・領事館に、海外での米国企業の活動の支援を担当する職員を設置しており、1)現地での貿易や関税、政府の調達手続き、商業慣習に関する助言、2)潜在的な輸入者、エージェント、ディストリビューター、連携者の特定、3)地元政府の入札に関する情報提供、4)貿易や投資の紛争解決の支援等を行っている。

またCBAでは、Global Entrepreneurship Program (GEP)を実施している。GEPは、非政府機関(NGO、大学、基金、民間企業等)と、主に米国商務省、米国国際開発庁(USAID)、海外民間投資公社(Overseas Private Investment Corporation : OPIC)、米国中小企業庁、ミレニアム・チャレンジ公社(Millennium Challenge Corporation : MCC)等の米国政府による政府のプログラムとの協調を促進するための手段である。海外において起業を促進するため、米国の在外公館やパートナーとともに、新たな投資家のネットワーク、起業家の代表団の創設、連携の指導、女性による起業の高度な成長・影響への潜在的な可

能性を促進するため女性による起業のポートフォリオの統合に取り組んでいる。

図表 Global Entrepreneurship Program において実施されているプログラム

Angel Networks : 投資家ネットワーク	新たなネットワークの構築並びに発展途上国への拡大
Enterprise Development Network : 企業発展ネットワーク	成功するために必要な資本とともに情報や方法、専門的な支援に対する迅速なアクセスが可能なように GEP 参加者による場の提供
Entrepreneurship Delegations : 起業家代表団	起業家代表団をヨルダン、レバノン、エジプト、インドネシア、モロッコ、チュニジア、アルジェリア、トルコに派遣する GE プログラム
Mentoring Collaborations : 指導の連携	世界中の指導機関との連携の拡大
Women's Entrepreneurship : 女性の起業	経済成長や国際的に雇用を生み出すため、潜在成長力や強い影響力がある女性経営者の企業で成功を促していく。いくつかの政策はアフリカ女性の起業家養成プログラムや、WeAmericas プログラム、女性のビジネスリーダーシップに関する国際評議会、APEC 女性リーダーズネットワークを含んでいる。
Global Celebrations : 国際的な会合	最善策の共有やエコシステムの導入、起業家文化の形成のため地域・世界サミットの主催。直近の会議はアラブ起業家ベンチャー(EVA)が2012年12月11-12日にドバイで開催した第3回世界起業家サミット(GES)である。米国政府は、イスラム教徒が多数を占める国での起業家精神の奨励と米国経済のリーダーシップと結びつける機会を拡大するためアラブ首長国連邦と提携している。サミットはこれを推し進め、これによって高成長の起業や民間における雇用の拡大、金融を刺激することを目的としていた。

出典) 米国国務省ウェブページ (<http://www.state.gov/e/eb/cba/entrepreneurship/gep/>)

<金融支援>

d. 輸出開始・運転資金融資 (Export Development and Working Capital Financing)

Export Development and Working Capital Financing は、輸出に必要な資金を提供することで輸出の促進を図るものである。中小企業庁及び輸出入銀行により、それぞれ以下の3つのプログラムが提供されている。

輸出運転資金プログラム : Export Working Capital Program (中小企業庁)	輸出の運転資金のために米国の中小企業に提供される比較的短期の融資プログラム
輸出運転資金保証プログラム : Export-Import Bank - Working Capital Guarantee Program (輸出入銀行)	輸出の運転資金のために米国の中小企業に、輸出入銀行の保証に基づき金融機関から提供される融資プログラム
エクスポート・エクスプレスプログラム : Export Express Program (中小企業庁)	輸出の潜在的可能性を持ちつつも、開始資金を有していない中小企業に対して提供される融資プログラム

出典) exxport.gov ウェブページ (http://export.gov/finance/eg_main_018097.asp)

e. 設備投資融資 (Facilities Development Financing)

Facilities Development Financing は、国際貿易の促進に向けた施設や整備の増改築等のた

めに提供される融資プログラムである。具体的には、中小企業庁より以下の融資プログラムが提供されている。

国際貿易ローンプログラム International Trade Loan Program (中小企業庁)	国際貿易に参入しようとしている、もしくは参入している企業、国際競争により打撃を受けている企業が施設や設備を増改築するために、資金を融資するプログラム
---	--

出典) exxport.gov ウェブページ (http://export.gov/finance/eg_main_018097.asp)

f. 海外の買い手に対する融資 (Financing for Your International Buyers)

Financing for Your International Buyers は、米国製品やサービスの海外における買い手に対する融資プログラムである。具体的には、輸出入銀行および農務省より、それぞれ以下のプログラムが提供されている。

融資保証プログラム Loan Guarantee Program (輸出入銀行)	信用力のある、米国製品の買い手 (公共部門及び民間企業) に対して提供される融資保証プログラム
直接融資プログラム Direct Loan Program (輸出入銀行)	信用力のある、米国製品の買い手 (公共部門及び民間企業) に対して提供される固定金利の直接融資プログラム
ファイナンス・リース保証プログラム Finance Lease Guarantee Program (輸出入銀行)	信用力のある、米国製品の買い手 (公共部門及び民間企業) に対して提供される、伝統的な賦払い融資の代替としてのリース融資プログラム
海外農業サービス輸出信用保証 Foreign Agricultural Service Export Credit Guarantees (農務省)	米国製品の販売を維持・増加させるために信用保証が必要なものの、保証なしでは融資が困難な買い手に対して提供される信用保証

出典) exxport.gov ウェブページ (http://export.gov/finance/eg_main_018097.asp)

g. 投資プロジェクト融資 (Investment Project Financing)

Investment Project Financing は、インフラ、電力、空港、天然資源抽出等といった大規模な資金が必要となる大規模プロジェクトのための資金を提供する融資プログラムである。具体的には、海外民間投資公社 (overseas private investment corporation : OPIC) により以下のプログラムが実施されている。

中小企業融資 Small and Medium-Enterprise Financing: (海外民間投資公社)	発展途上国・振興市場における投資プロジェクトに対して提供される中長期の融資、融資保証プログラム。
--	--

出典) exxport.gov ウェブページ (http://export.gov/finance/eg_main_018097.asp)

f. 海外民間投資公社 (OPIC) による支援

海外民間投資公社 (Overseas Private Investment : OPIC) は、1971年に設立された米国政府の政策実施機関であり、政府予算に依存することなく自立的に運営されている。OPIC のミッションは、直接投資や保証・保険等を通じて、振興成長市場における米国企

業の事業設立及び事業拡大を支援することである。現在では、世界 150 以上の国・地域で支援を提供しており、これまでに 4,000 以上のプロジェクトに対して 2,000 億円以上の投資を支援してきている。OPIC が提供している具体的な支援内容としては、主に以下の 4 つがあげられる。

OPIC の支援内容

支援内容	概要
金融商品	途上国や振興成長市場における適切な投資プロジェクトに対して、直接ローンや信用保証を提供している。
政治リスク保険	途上国や振興成長市場での投資は大きな機会があるものの、投資家のコントロールの範囲を超えた様々な政治的リスクがあるため、保険を提供している。
投資基金	途上国や振興成長市場における民間自己資本の不足への対応として、OPIC は民間による投資基金の支援を提供している。
事業開発ネットワーク	OPIC の援助により設立された公的・民間組織間の戦略的アライアンスである。

出典) 海外民間投資公社ウェブページ (<http://www.opic.gov/>)

②州政府等による海外進出支援

1) カリフォルニア州における海外進出支援

カリフォルニア州においては、州政府商業・経済開発局の国際事業室（Commerce & Economic Development Program, International Business）が中心となって、州内企業に対する支援を行っている。同州における独自の支援策として、国際貿易開発センター（Centers for International Trade Development : CITD）の運営がある。

国際貿易開発センターは、国際事業室に設置されている戦略ユニットであり、その拠点は州内の各地に渡っている。また運営については、地域経済活性化を目指し経済・労働開発プログラム（California Community Colleges, Economic and Workforce Development Program）を展開するカリフォルニア短期大学を中心として、カリフォルニア州職業・経済成長委員会（California Commission on Jobs & Economic Growth）、中小企業開発センター（SBDC）、米国商務省、地元商工会議所、業界団体、カリフォルニア州・メキシコ貿易支援センター（California-Mexico Trade Assistance Centers : CMTAC）との連携によって行われている。

国際貿易開発センターでは、連邦政府によるプログラムを活用する等して、以下のようなプログラムが提供されている。この他にも、地域のコミュニティカレッジと連携して、無料もしくは低料金の講座を提供する等している。

なお過去には、海外にカリフォルニア州の貿易のための拠点を設けていたが、ほとんどが閉鎖されている状況である。現在では、州立ではなくカリフォルニア州の企業の出資によって設立された中国事務所があるのみである。

図表 カリフォルニア州の国際貿易開発センターにおけるプログラム

カリフォルニア農業輸出訓練	カリフォルニア農業輸出訓練は、農務省の特殊農作物の補助金プログラムによって資金提供を受けており、カリフォルニアの特殊農作物の生産者や加工業者等が全世界に進出するための次の段階に展開することを支援することを目的としている。
カリフォルニア STEP	カリフォルニア STEP（State Trade Export Assistance Promotion）は、カリフォルニア州の中小企業の輸出コストを軽減するために中小企業庁に部分的に資金提供されている支援プログラムである。
グリーン輸出実現プログラム	米国のグリーン技術の海外へのビジネスの展開を促進するプログラムであり、中国やその他の市場への輸出を促進するものである。
輸出技術（ExporTech）	輸出技術プログラムは、the Manufacturing Extension Partnership と商務省の輸出支援センター、及び州政府の貿易室や各地域のパートナー等との連携によって提供されるものであり、同プログラムを通じて、各企業は国際成長戦略を策定するとともに、輸出販売プロセスを加速することができる。
国際貿易コンプライアンス研究所	国際貿易コンプライアンス研究所は教育省のビジネス・国際教育プログラムの補助金によって設立された機関であり、貿易に関する規制のデータベースを整備している。
輸出ポッドキャスト	国際貿易を開始するための無料のオンライン個人指導プログラムである。当該産業の専門家による様々な輸出に関するテーマのポッドキャストが提供されている。
学生インターンシッププログラム	国際的なスキルを拡大したい学生に対して提供されるインターンシッププログラムであり、マーケットレポートの作成を通じて、リサーチのスキルや国

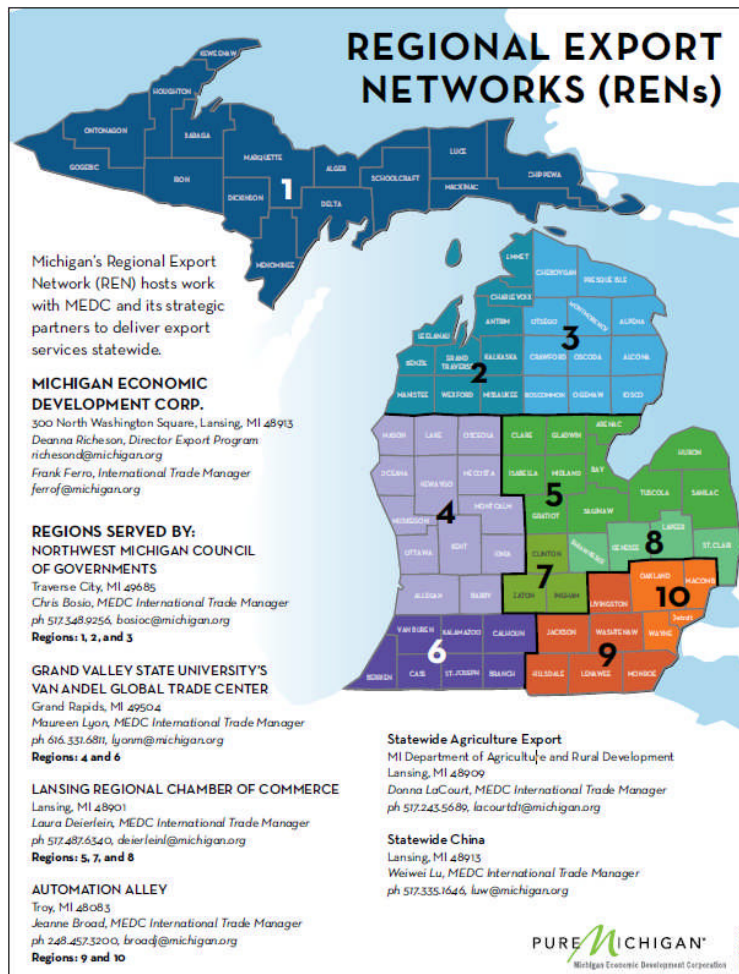
	際的な市場のニーズを学ぶことができる。また、学生は CITD のトレーニングに出席することが推奨されている。
トレーニングアーカイブ	過去に実施された国際貿易に関するトレーニングの記録は、輸出入に関する様々なトピックをカバーしている。
Youth Entrepreneurship Program 若年起業家プログラム	若年起業家プログラムは、カリフォルニアのコミュニティカレッジの経済・労働力開発プログラムによって資金提供されており、若者の職業訓練やブルーカラー職業に対する誤解を自営業に対する自覚や願望にかえることを目的としている。

出典) カリフォルニア州国際貿易開発センターウェブページ
(<https://sites.google.com/site/californiacitdnetwork/programs-and-services>)

2) ミシガン州における海外進出支援

ミシガン州においては、主にミシガン経済開発公社を通じて海外進出支援を企業に対して提供している。ミシガン経済開発公社は、世界の新興市場を特定し参入するためのリソースを提供することによってミシガン州の輸出の機会を高めるために取り組んでいる。ミシガン経済開発公社及び、ネットワーク化された州内の各拠点において相談等を受け付けている。また、ミシガン経済開発公社は、イリノイ州、インディアナ州、ミネソタ州、オハイオ州、ウィスコンシン州と共同して設立した五大湖統治者協議会（Council of Great Lakes Governors:CGLG）と連携して、海外事務所も保有しており、カナダ、ブラジル、中国に事務所がある。

図表 輸出支援の各拠点



出典) ミシガン経済開発公社ウェブページ (<http://www.michiganadvantage.org/step/>)

ミシガン州における海外進出支援は、Pure Michigan Export Program と称されており、主な支援施策は STEP (State Trade Export Program) と Export Now の 2 つがある⁶⁶。

■STEP (State Trade Export Program)

STEP は、中小企業を支援するために打ち出された支援策であり、そうした企業の輸出機会を拡大・促進することを目的としている。STEP の具体的な支援内容は、輸出の開始、拡大にあたっての活動に係る費用に対して、50%を上限とする償還を提供するものである。輸出に係る活動としては、以下が認められている。

- ・ 海外の貿易使節団への参加
- ・ 国内外の見本市への参加
- ・ 海外市場への販売のための出張

⁶⁶ ミシガン経済開発公社ウェブページ (<http://www.michiganadvantage.org/Export-Assistance/>)

- ・ 米国商務省によるサービス
- ・ ウェブサイト／マーケティング資料の翻訳サービス
- ・ エージェント／販売業者／消費者の調査
- ・ 海外市場の調査

■ Michigan Export Now

Michigan Export Now は、Export Now の支援プログラムに追加して、ミシガン州独自の支援を提供するものである。具体的には、ミシガン経済開発公社が補助金を提供し、Export Now の支援をプログラムの料金の負担を軽減している。また、Pure Michigan のブランドを使用することができるようにしている。

Export Now は、商務省の国際貿易局等で海外輸出の促進に従事してきた Frank Lavin が設立した、米国企業の中国市場への輸出を支援するワンストップのオンラインソリューションを提供する企業である。中国の最大手の e コマース企業である Alibaba と提携し、中国市場向けに e コマースのサイトを運営している。また Export Now では、言語、規制、ロジスティクス、配送等に係る全ての面でのサポートも提供している。なお Export Now は、中国市場を対象としたサービスであり、他の国向けには同様のサービスは提供されていない。